会計	繰越	検算	転記		
㊀	㊀	な	済		

（その1）

収支報告書

平成 27 年分

※該当箇所に☑すること

（平成　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□政党の支部	☑その他の政治団体
□政治資金団体	□その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑2以上の都道府県の区域等	□同一の都道府県の区域内

（ふりがな）
1 政治団体の名称　しんのうせいけんきゅうかい
新農政研究会

2 主たる事務所の所在地　〒869-0562
熊本県宇城市不知火町長崎955－1

3 代表者の氏名　吉村伸一

4 会計責任者の氏名　吉村伸一

事務担当者の氏名　吉村伸一

（電話）　0964－33－7102

（電話）

資金管理団体の指定の有無	
□有	
☑無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

受付
28.9.09
収支公開室
第　号

2833

307240

政治資金管理委員会
受付
28. 3. 24
収支報告書
第　号

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額	1 3	1	1 8	3 0 8 3
（前年からの繰越額）	1 3	1	1 6	2 2 3 6
（本年の収入額）			2	0 8 4 7
支　出　総　額				0
翌年への繰越額	1 3	1	1 8	3 0 8 3

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）				0 人

(2) 寄　附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附(イを除く。)の区分					
(ア) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア ＋ イ）				0	

（その６）

(6) その他の収入　（預金利子）

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
この頁の小計												0	
1件10万円未満のもの								2	0	8	4	7	
合　　計								2	0	8	4	7	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

~~1　領収書等（写し）~~

~~2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）~~

~~3　政治資金収支報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 3 月 24 日

政治団体の名称　新農政研究会

会計責任者の氏名　吉村伸一　印

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

印

（注）　政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。